

滋賀県保健医療計画の 中間見直しについて

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

中間見直しの実施について

- 医療法第30条の4第1項に基づき作成。都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画。
- 都道府県は、医療法第30条の6第1項に基づき、3年ごとに調査・分析および評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更。
- 令和8年度は、第8次計画期間の中間年であり、中間見直しを実施。

現行計画の概要について

項目	内容
基本理念	『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』 ～ 健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進 ～
計画で目指す姿	①誰もがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしており健康寿命が延びている ②どこにいても、生まれる前から看取りまで、切れ目なく必要な医療福祉を受けることができる ③医療福祉にかかわる人材が充実し、地域における体制が整備されている
計画の位置づけ	- 本県の保健医療施策推進の目標 - 政策的に関連の深い計画(「健康づくり(健康いきいき21ー健康しが推進プラン)」等)は、各計画に本計画に定める事項を記載し、本計画と一体的に策定
計画期間	令和6年度～令和11年度

中間見直しの基本方針について①

- 5 疾病・6 事業・在宅医療をはじめ各分野において、現行計画の進捗評価を踏まえ、取組内容や指標について、必要に応じて見直しを実施。
- 計画策定時から状況変化しているものについて、時点更新を実施。
- 新たな地域医療構想は、保健医療計画の上位概念として位置付けられる。
- 新たな地域医療構想は令和9年度中に策定することとしていることから、新たな地域医療構想を踏まえた内容については、次期計画において反映。

中間見直しの基本方針について②

目指す姿

各分野において、様々な施策の最終的な成果として目指す姿を示します。【原則現行計画と同様】

取組の方向性

目指す姿を実現するために、取り組むべき大きな方向性を示します。【原則現行計画と同様】

施策の進捗、評価

(1).....
○.....
○.....

現行計画における具体的な施策の進捗状況や《数値目標》の最新データから事実特定、価値判断による評価を行い、目指す姿の達成状況や課題を示します。

評価を踏まえた中間見直し

(1).....
○.....
○.....

施策の進捗、評価を踏まえて、中間見直しを行い今後の施策の取り組みや数値目標の追加等を具体的に示します。

《数値目標》

現行計画の進捗状況や取り組み結果を踏まえ、必要に応じて修正します。

目標項目	基準値	目標値 (見直し前)	現状値	目標値 (見直し後)	備考
	保健医療計画 改定時点の数値	保健医療計画 改定時点の目標値	最新データに 時点更新	達成状況に 応じて中間見 直し時に更新	Ex. 中間見直し 時に目標達成 に伴い目標値 変更

ロジックモデル

アウトカム

アクティビティ・アウトプット

中間アウトカム

分野アウトカム

インパクト

現行計画の進捗状況や取り組み結果を踏まえ、必要に応じて修正します。

分野ごとの構成のポイント

施策の進捗、評価

施策の進捗状況や《数値目標》の最新データから評価を行い、目指す姿の達成状況や課題を示す。

評価を踏まえた見直し

上記を踏まえ、今後の施策の取り組みや数値目標の追加等を具体的に示す。

数値目標・ロジックモデル

現行計画の進捗状況や取り組み結果を踏まえ、必要に応じ修正。

中間見直しの方法について

各種調査

進捗状況の確認や評価のもととなるデータの収集

- 医療機関実態調査
- 国勢調査
- その他国、県、各関係団体が実施する各種調査 等

進捗評価

データから施策の進捗状況の確認や評価を実施

- ロジックモデルの指標評価
- 施策の取組実績
- 取組の推進が及ぼした影響や成果
- 分野全体の評価および今後の取組の方向性

見直し

今後の施策の取り組みや数値目標の追加等見直し

- 目指す姿に対して、別指標の設定が望ましいことから数値目標を変更
- 目標達成により、新たな目標値を設定
- 取り組みの方向性の達成により、さらに進展した取り組みへ変更 等

スケジュール案

